

10/14締切

募集中

男女がともに働きやすい環境づくりに 取り組む事業者を表彰します！

会津若松市では、男女がともに働きやすい環境づくりに積極的に取り組む事業者を募集しています。

表彰された事業者の取組は、市のホームページや市政だよりなどで紹介し、広く市民の皆さんにお知らせします。

女性活躍・管理職登用促進

男性の育休取得促進

育児・介護と仕事の両立支援

多様な働き方が選択できる
制度の導入

令和3年度の表彰事業者紹介

令和4年1月14日、市役所市長室において表彰式を行い、表彰された2事業者へ会津若松市長から表彰状と盾を贈呈しました。



株式会社 南進測量 様

- ・ハラスメント防止研修の実施。
- ・事情に合わせたパートタイム勤務から正社員への転換。
- ・性別に関わらない能力や適性に応じた人員配置。
- ・取締役事業部長のほか、社内6つの委員会のうち3つの委員会の委員長が女性である。
- ・子育て中の社員に対する希望に合わせた短時間勤務への対応。
- ・1時間単位での有給休暇の取得が可能。



会津ガス株式会社 様

- ・就業規則へのセクハラ・パワハラ防止の明文化。
- ・相談窓口に男性管理職と女性管理職を配置。
- ・評価制度導入による性別に関わらない昇進、昇格制度の導入。
- ・執行役員兼総務部長など、管理職への女性の積極的な登用。
- ・残業を善しとしない社内風土の形成。
- ・育児・介護休業明けの社員に対する希望に沿った職場配置。

応募用紙

1. 対象となる事業者（これまでに表彰された事業者を除く）

会津若松市内に事業所を有し、次のような取組を積極的に行っている事業者

- ①男女がともに働きやすい環境づくり
 - ②女性の能力活用や職域拡大、管理職登用促進など、ポジティブアクションの取組
 - ③仕事と家庭生活（育児・介護等）を両立しやすい職場づくりなど、ワーク・ライフ・バランス推進の取組
 - ④その他の男女共同参画の取組
- 例：●女性の活躍・人材育成・管理職登用促進 ●男性の育休取得促進
●育児休暇等取得後の待遇保障 ●職場内託児施設の設置 ●従業員相談窓口の設置

2. 応募方法

- ◆下記に必要事項を記入のうえ、ファクス・郵送・持参などのいずれかにてご応募ください。補足資料があれば添付してください。
- ◆メールによる応募も可能です。必要事項をメール本文に記入してください。
- ◆自薦・他薦は問いません。

3. 選考方法

- ◆応募があった事業者に対し、後日ヒアリングを行います。
- ◆ヒアリング後、会津若松市男女共同参画審議会での選考を経て、会津若松市長が決定します。
- ◆決定後、令和5年1月（予定）に表彰式を行います。

4. お問い合わせ・応募

会津若松市 企画調整課 協働・男女参画室（追手町第二庁舎2階）

郵送先：〒965-0873 会津若松市追手町2-41

電話：0242-39-1405 FAX：0242-39-1400



メールはこちら

事業者名 代表者氏名		所在地	〒 会津若松市
電話	()	FAX	()
業種		従業員数	人（男性 人・女性 人）
●自薦 担当者	◆氏名： ◆E-mail：	◆所属部署： ◆電話番号：	
●他薦 推薦者	◆氏名または団体名：	◆関係：顧客・取引業者・その他（ ◆電話番号：（ ）	）
◆取組のアピールポイント ◆応募理由など			

応募締切：令和4年10月14日（金）必着